

建設業者 各位

豊田市長 太田 稔彦

建設工事における要領の改正等及び工事成績評定の加点措置について（お知らせ）

平素は市発注工事にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

令和6年4月以降に発注する工事に適用する要領等については、下記のとおりとさせていただきます。

建設業者の皆様におかれましては、改正された要領等の内容について御承知おきいただきますとともに、御理解と御協力をお願いいたします。

記

1 週休2日制工事実施要領（土木系）の改正

建設現場における労働環境の改善のため、令和2年度より、週休2日制工事を試行実施し、令和4年度より、全工事を週休2日制工事の対象として実施してきました。令和6年4月以降は、改正労働基準法で定めた罰則付きの時間外労働上限規制の建設業への適用が始まることから、これに対応するため、**原則全ての工事を発注者指定型とした要領に改正**します。

2 ICT活用工事試行実施要領（土木系）の廃止

建設業の生産性及び魅力の向上を図るため、令和2年度より、ICT活用工事を試行実施してきました。令和6年4月以降は、今まで以上にICT活用工事の普及を図るため、豊田市ICT活用工事試行実施要領を廃止し、今後は13工種に対応している**愛知県のICT活用工事実施要領に基本的に準拠する運用手引きに従うもの**とします。

3 工事成績評定の加点措置

建設業の担い手の育成・確保を目的に、建設キャリアアップシステム（CCUS）の現場利用に対して、**工事成績評定を最大3点加点**します。

4 その他

上記に示した要領の改正等の詳細情報は、**令和6年4月上旬までに豊田市ホームページ（技術管理課）に掲載**しますので、御確認をお願いいたします。

【QRコード】



【問合せ先】

総務部 技術管理課
TEL 0565-34-6612